

第4回「(仮称) 郡上市男女共同参画推進条例」策定委員会 要録

期 日 平成29年11月30日(水) 19:30～21:00

場 所 郡上市役所 4階大会議室

出席者 アドバイザー 岐阜大学 新村昌治教授

策定委員 11名(大坪裕、三津橋聡乃、村瀬一将、山下優子、池場利廣、上村ひとみ、小島昭彦、平井美津枝、河野奈穂子、武藤慎也、飯沼麻奈美)(欠席:和田康夫) ※敬称略

事務局:河合企画課長、和田主査

合計14名

1. 開会(平井会長)

2. 議事

○引き続き条例(案)の検討をする。今回は前回の検討部分の確認と第8条以降を検討する。第8条から第13条、第15条について個別で検討、第14条、第16条、第17条についてはまとめて検討する。

事務局:(前回の検討部分の説明)

1点目:第3条(5)「・・・理解すること」→「・・・理解し、連携すること」

2点目:第4条のみ「基本理念にのっとり」を「基本理念に基づき」として入れ、第5条、第6条、第7条の「基本理念にのっとり」は削除する。

3点目:ワークライフバランスについては、別紙のように条文の解説の方に記載する形で対応する。

(事務局の案通り承認)

事務局:(第8条について作成意図など説明)

(事務局の案通り承認)

事務局:(第9条について作成意図など説明)

委員:性別に対する暴力ということで女性への暴力が多いのかもしれないが、暴力などは女性に対してだけではなく、立場が弱い人などに対してもあるので「弱者に対する」という表現にしてはどうか。解説に3度も「女性」という言葉が並んでいるが、女性だけが対象じゃないと思う。

委員:条文の解説は「女性」が強調されすぎではないか。

アドバイザー:例えば、インターネットで「人権侵害」を調べると非常に様々なものがあがってくる。この条例の場合の人権侵害はどの人権侵害をさしているのかを考えるべきである。今起こっている人権侵害は幅が広い。この男女共同参画の条例ですべて網羅しようとする、とても一般的な条文になってしまうので、この条例は性別ということを対象にしぼった方がいい。例えば、「この条例に反してい

る」という議論になったときに、この条例が担うべき守備範囲が明確でないとわかりにくい。また、この暴力は一般的な暴力を取り上げているわけではなく、セクシュアルハラスメントなど男女共同参画という側面から見たときにどうであるかという暴力である。

委員：男女共同参画という視点からみると、女性に対する暴力や性的な表現などがおとしどころになるかと思われるということか。

委員：女性が男性に暴力を振るうということもある。

アドバイザー：条文においては、「女性」とはなく、「性別による差別」とある。

委員：解説文においては、女性の性的な部分が強調されすぎている。

委員：例えば、表現を「男女」にする又は 3 つ並んでいる「女性」という言葉を一つ削るなどしてはどうか。判断は事務局に任せる。

(判断を事務局に任せることで、了承)

委員：第 9 条については、明らかに絶対してはいけないことなのに努力義務になっているのはどうしてか。

委員：条例を守らなかったらどうなるのか、どれほどの罰則があるのかなどを思っている。

事務局：この条例は基本理念なので、罰則まで考えていない。

委員：理念条例とは、「みんながそういう方向に向いていこうよ」というものであるということか。

委員：他の国や県の条例においては、「こんなことをしてはだめですよ」「違反ですよ」ということをすると罰則があるということはよく聞いていたことであった。やっ
てはいけないことを書いてあるので、そこは忘れてはいけないことかと思う。

事務局：法律の縛りの中でやっ
てはいけないことはある。「猥褻な部分の表示」などは法律で罰則せられるということがあり、男女共同参画の条例の中ではその一歩手前で「しないように」と条例の中で定めている。条例だけですべてを縛ってしまうということではなく、その上にある法律で処罰されるという見方かと思う。

委員：了解した。

事務局：(第 10 条について作成意図など説明)

委員：「市民の意見」となっているが、「市民、事業者、教育等関係者」にしてはどうか。

事務局：その通りであるので訂正したい。前段で「市民等」と定義をして、以降「市民等」として使える手法を考えてみる。または、第 12 条のように「市民、事業者及び教育等関係者」3 つを並列に並べる手法にするかどうか、見やすい方向で考えてみる。

委員：どちらかで対応していただきたいが「市民等」でまとめた方が見やすいかと思う。表現については事務局に任せることとする。

事務局：(第 11 条について作成意図など説明)

(事務局の案通り承認)

事務局：(第 12 条について作成意図など説明)

(事務局の案通り承認)

事務局：(第 13 条について作成意図など説明)

委員：現在、女性防火クラブや防災士の研修会に女性も参加するので、解説において「防災対策に女性からの視点が入っていないこと」という表現は適切でないと思う。自分たちが現在そのような活動に関わっているのに、「していない」といわれるのはどうかと思う。「徐々に進んできている」などの書き方にしてはどうか。

委員：今は、女性の防火や防災士への分野への意識が高くなってきているので、「入っていない」「足りない」などの断定的な表現は適切でないと思う。「入りにくい」「まだ少し足りない」などの表現にしてはどうか。

アドバイザー：避難所での設備や配慮のことをよく言われるが、女性の視点が入ることが大切である。

委員：事務局にて表現を検討していただくようお願いする。

事務局：(第 15 条について作成意図など説明)

アドバイザー：この条文に書かれているのは、推進に関する施策への苦情等であって、これは差別を受けたなどの苦情を持っていく窓口ではないということか。

事務局：人権は人権の窓口があるし、DV はその専門窓口がある。ここでいっているのは、市が行っている男女共同参画に関する施策への苦情である。もう一つ苦情の可能性があるのは、公衆に対する表現についてである。例えば、ポスターに性的な色合いが強いなどの苦情もあるかもしれないが、そういう苦情も含めてこのような窓口の条項とした。

アドバイザー：それで十分網羅できるだろうか。岐阜市などは差別などを受けたなどの相談に対する窓口を設けている。そういう窓口の設置は守備範囲に入っていたと思う。しかし、条例に掲げなくても十分対応できる窓口があるということなら良いかと思う。

事務局：相談があった場合に、現実には相談を受けていくということはある。しかし、最初から直接専門の窓口につないだ方が事態に早く対応できると思う。また、処遇に関することなどは一時的な窓口として受けることはあるかと思う。その部分については「男女共同参画に影響を及ぼす事項として」で網羅できるのではないかと思う。

委員：接客業をしている関係上、「苦情・クレーム」という言葉は使わないようにしている。「お客様のご意見」といっている。「苦情」という言い方には、受ける方は「快く思っていない」という感情が入る。

委員：「苦情」はネガティブな感情はいるので、「ご意見や相談」としてはどうか。

委員：市民としては良い意見を言ったつもりが苦情に捉えられることはどうかと思う。

委員：「苦情」という言葉は使わないで「意見及び相談」にするということをお願いした

い。

委員：第15条の2は「意見を聴くことができる」と終わっているが、意見を聴いてどうするかというところまで書いた方がよいのではないか。解説には「聞いて対応する」と書かれている。

事務局：条文の作り方としては、このような形である。このように解説のところで補完する。

委員：「必要があると認めるときは」という対応については、市の判断ということになるか。

事務局：そうである。審議会に諮るかどうかは市の判断となる。重大だと思われることは審議会に諮る。また、審議会の意見を伺って対応するということもあり得る。

事務局：(第14条、第16条、第17条について作成意図など説明)

委員：第17条「別途規則で定める」とあるが、今から定めることは出てくるのか。

事務局：出てくる。既に条例第16条にある審議会に関する詳細は規則で定めねばならないと想定される。審議会に関する詳細を条例上で定めることも考えられるが、条例をシンプルにした方がよいかと思われるということや、審議会自体の自主性ということもある。

アドバイザー：第14条の「図らなければならない」について、「必要な体制」とあるならば普通は「整備しなければならない」という形になるかと思う。「図らなければならない」だと、整備しなくてもそこを目指していけばよいという感じを受けるがどうであるか。必要な体制ならば「整備しなければならない」となるのではないか。

事務局：庁内の体制だけであるならば「しなければならない」とできるが、庁舎外の体制も含まれるため「図らなければならない」とした。

アドバイザー：市は必要とは思っているが、整備する主体が市民であったりするため、無理やり整備するわけにはいかないからであるか。

事務局：そうである。

以上、議事終了。

○各委員感想・意見等

- ・条例上の表現は難しいものだと感じた。
- ・文章を訂正する場合は二重線で修正したものを提示していただけるとわかりやすかったかと思う。
- ・テーブルが近くて話しやすくて良かった。言葉を選ぶということは大変なことだと感じた。
- ・条例は難しく、なかなか会議の場で自分の意見というものが言えなかったが、知識も広がり勉強になり良い経験となった。
- ・言葉を選ぶということは大変難しく、なかなか思いついたままにしか話せないものであ

る。

- ・言葉は一つ選ぶことも大変難しい。よい勉強となった。
- ・条例という遠いものに携わって、ただただ難しいと感じた。解釈できない箇所もあったが、良い経験となった。
- ・行政的な立場で条例を見ていたが、市民の皆さんからの立場での意見でもって、大変わかりやすい条例となった。
- ・条例の表現は難しいと感じた。決まりきった形ではないといけないところもあるが、市民の皆さんの意見を聞いて気づかされた点もいくつかあり、勉強となった。
- ・今月 7,8 日に名古屋で人権擁護委員の男女共同参画問題研究会があった。第 13 条の災害へ対応のワークショップでいろいろな意見が出た。決めるときは男女同じように入り、責任者を決めるときも一緒に考えればよいのではないかななどの意見もあり、郡上でもこのようなことを考える取組をしていくとよいと思う。
- ・メンバーに恵まれた会議であった。場を和ませる雰囲気の委員の方、大きな声ではっきり指摘いただけた委員の方、女性の会などで経験を積み、その知識を持ってお話いただいた委員の方、いろいろ考えてお話しくださった委員の方、人に接してみえる仕事を通じた視点でご意見いただいた委員の方、委員会に真摯に向き合っていた行政の委員の方、隣で相槌を打ってくださり、進行を進めやすくしてくださった委員の方、学識的知識でご指導いただいたアドバイザーの先生、本当にありがとうございました。誇れる条例ができたと感じている。

○アドバイザーのお話

第 1 回目はアドバイザーとしての自分の立ち位置がわからなかったが、会を重ねるごとに、楽しい時間となっていった。

一番良いと感じたところは、この会議の前向きに条例を作りたい、捉え方も前向きに捉えたいということである。実は他市の委員のときもそのような話をした。男女共同参画社会は明るい未来そのものだと考えている。例えば、世界の指導者の半分が女性だったら戦争はなくなると思う。例えば、日本の国会議員の女性が半分だったら今とは全然違う政策が出てくると思う。要するに、女性が意思決定に参画するということは社会を大きく変えていくということである。今までの歴史の中ではこういうことはなかったので、新しい未来社会を作ろうとしているのだと思う。我々は今まで大変大きな可能性を使わなかった。歴史上の大きな流れの中で、一方的な男性社会の中で様々なことが起こってきた。しかし、今からの未来社会において「男女共同参画社会」は象徴的なことであり、それぞれの人が参画していけば社会は本当に変わるだろう。その未来社会に向けて、条例や憲章を作るなどの歩みや大きな流れを皆さんが頑張っておられて、自分もそこに参画させていただき、嬉しいことであった。

常時は大学という狭い世界の中にいるので、いろいろな人に関われる場に参画させて

いただくことができ、良かった。また、何かあれば関わらせていただければと思う。

3. 今後について、

今回の検討事項については、修正して書面にて報告させていただく。

4. 閉会（池場副会長）

以上